



議員 貴賀 荒 (日本共産党 幕別町議員団)

問

今年の2月の新聞報道で札幌・旭川・帯広市で自衛官募集のため、個人情報約6万人分、市民への周知が行われず、提供されていたことが報道された。

3月の予算委員会、幕別町でも同様に個人情報の提供が行われており、22歳〜32歳までの個人情報2800人分が住民周知がないまま提供されていることがわかった。その後、除外申請が行われたが、周知が不十分なまま提供が行なわれ続けている。

自衛隊への名簿提供が行われたのは、令和3年2月の閣議決定を受け、防衛省と総務省は合同で、自衛隊法97条、自衛隊施行令120条、を根拠に住民基本台帳の一部の提供は可能とする通知があつてからである。しかし、自衛隊法、同法施行令も自治体が自衛官募集の広報などを行うことを定めているが、名簿の提供について、防衛大臣は「必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としているだけで、個人情報について

問 自衛官募集のための個人情報の提供は中止せよ
答 法定受託事務の範囲内であり、見解を述べる立場にはない

て記載はない。あくまでも拡大解釈である。

個人情報に厳格化された法律もできた昨今、個人情報の保護の観点から名簿の提供を中止するよう求め以下伺う。

- (1)募集のための、①閲覧が始まった時期、②名簿提供の経緯、③町の見解。
- (2)除外申請ではなく、希望者のみに限定する考えは。

町長

自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務の一部については、地方自治法第2条第9項の規定により市町村が行うべき法定受託事務として、採用試験等の情報を広報紙および町のホームページに掲載するとともに、自衛隊帯広地方協力本部長からの依頼により名簿の提供を行っている。

(1)①平成18年11月に住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により、これまで何人(なんびと)でも住民基本台帳の閲覧を請求で

きる制度が廃止され、閲覧することができると限定した、個人情報保護に十分配慮した制度に改められた。

これを受け平成19年から改正住民基本台帳法に基づき、国または地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である事項として、自衛隊帯広地方協力本部からの申請に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧が始まっている。

②自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務の一部は第1号法定受託事務であり、また、令和2年12月の閣議決定により、自衛隊法第97条および同法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣から提出を求められた場合に、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることが明確化されたところである。

また、令和3年2月には、防衛省および総務省の連名で、改めて、募集に関し必要な資料として、住

民基本台帳の一部の写しを用いることについて住民基本台帳上、特段の問題を生じるものではないとの通知が発出されたことから、本町でも3年度から名簿の提供を行っている。

③名簿の提供は法定受託事務として行っているものであり、町として見解を述べる立場にはない。(2)個人情報の保護に関する法律では、行政機関に対し、保有する個人情報の提供を制限しているが、同法第69条第1項において、法令に基づく場合には提供できるとされ、提供に当たって本人の希望や同意は必要とされていない。

しかしながら、本町のほか全国の市区町村においても自衛隊への個人情報の提供を望まない方への配慮を求める声があり、本町においては、令和5年度から個人情報の提供を望まない方への配慮として、除外申請制度を設け、名簿から情報を除外した上で提供を行うこととしている。

除外申請制度については、広報紙および町のホームページにおいて周知するとともに、除外申請の受付期間についても、期間を設けず通年受付をするなど、提供を望まない方への配慮をしている。